

令和 4 年度観光推進体制組織強化事業業務委託仕様書

1 業務名

この業務は「令和 4 年度観光推進体制組織強化事業業務」（以下「本業務」という）と称する。

2 業務の目的

魚津市の魅力や価値を内外に発信して認知度を上げ、多くの観光客に来てもらい、観光消費を増大させるためには、様々な主体が相互に幅広く連携・協力し、魚津市が一体となって『地域で稼ぐ』観光地域づくりを実施していくとともに、切れ目なく観光施策を推進する役割を担う中心的な組織の設立とその組織の強化が必要となる。

本業務では、将来的な観光地域づくり法人(DMO(Destination Management/Marketing Organization))の設立を見据えて、市内観光関連事業者による観光地域づくりについての理解促進（セミナー・講演会）、中核となりうる人材に対する基礎知識・スキル等の取得支援（ワークショップ）、他地域における観光地域づくりに関する知見の蓄積（先進地視察）等を実施し、観光事業者間の連携強化やスキルアップを図るとともに、観光施策を推進する役割を担う中心的な組織の構築・強化を図る。

3 業務期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 24 日までとする。

4 業務委託金額

3,500 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※内閣府の地方創生推進交付金の対象事業

5 委託業務の概要

(1) セミナー・講演会、ワークショップの開催（想定予算規模：3,000 千円程度）

・開催日 市が指定する日（1 か月に 1 回程度、全 6 回の開催とする。）

なお、第 1 回の開催は 8 月下旬を想定。

・開催場所 魚津市内で市が指定する場所

（必要に応じ、オンラインでの開催も可とする。）

・対象者 魚津市観光協会をはじめとする市内観光関連事業者

・参加者 各回 10～30 名程度

・参考 参加者から参加費、資料費等は徴収しない。

(2) 先進地視察の実施（想定予算規模：500 千円程度）

- ・実施日 市が指定する日（全2回の開催とする。）
- ・視察先 委託事業者の提案を踏まえ、市が指定する場所
- ・対象者 魚津市観光協会をはじめとする市内観光関連事業者
- ・参加者 各回6名程度

6 業務内容

(1) 事業全体の企画、助言

- ①観光地域づくり法人に期待される役割・機能・人材等について、関係者の理解が深まる企画内容とすること。
- ②セミナー・講演会、ワークショップ等のテーマ設定にあたっては、「第3次魚津市観光振興計画」等と連動させながら、魚津市の観光の現状、課題及び計画期間における戦略の内容等を十分に理解した上で、観光地域づくり法人が担うべき事業内容、また観光関連事業者による『地域で稼ぐ』取組みが検討できるよう企画・構成すること。

(2) 参加者募集に関する支援

参加者数を十分に集められるよう市と共同し募集を行うこと。

(3) 打ち合わせ協議等

市及び関係事業者と入念な事前打ち合わせを実施すること。

(4) セミナー・講演会、ワークショップの運営、進行

講師の選定、依頼、謝礼の支払、ワークショップの進行、ファシリテーション、参加者の議論の取りまとめを行うこと。

(5) 先進地視察の手配、進行

先進地視察における宿泊、交通の手配、受入先との連絡調整、当日の進行、参加者の議論の取りまとめを行うこと。

(6) 議事録等取りまとめ

セミナー・講演会、ワークショップ、先進地視察開催毎の議事録を作成すること。

(7) 参加者アンケートの実施

セミナー・講演会、ワークショップ、先進地視察の参加者を対象としたアンケートを実施し、本事業における効果検証を行うこと。

(8) 次年度以降の方向性

事業全体を通して得られた意見をもとに、次年度以降の観光推進体制構築についての方向性を提示すること。

(9) その他追加提案

提案者は、契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

7 業務の成果品及び提出期限

- (1) 業務完了報告書 2部（令和5年3月24日まで）
A4版・表紙及び本文カラー刷り
- (2) 上記成果品の本市の指定する形式（Ms-Word、Ms-Excel、PDF等）の電子データ
（随時電子メールで提出、なお業務完了時はCD-Rで提出）

8 委託料の支払

委託料の支払は、業務完了後、業務の成果についての検査に合格したときに請求することができる。

9 その他留意事項

- (1) 入場料、運賃、会場使用料、謝礼、許諾料等、本業務を遂行する上で必要な費用は、全て受託者の負担とすること。
- (2) 受託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。
- (3) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、魚津市個人情報保護条例を遵守すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用など）に努めること。
- (5) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、発注者に報告すること。受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に発注者へ報告し、対応を協議すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議しこれを定めるものとする。
- (7) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、発注者と協議し対応するものとする。